

埋立地造成工事

工事仕様書

京 丹 後 市

目 次

第Ⅰ編 総則	1
第1章 計画概要	1
第1節 施工規模	1
第2節 工事範囲	1
第2章 一般事項	1
第1節 本工事における使用図書	1
第2節 適用範囲	1
第3節 疑義	2
第4節 用地関係	2
第5節 施工計画	2
第6節 設計変更	2
第7節 承諾図書	2
第8節 材料及び機器	2
第9節 再生クラッシュラン等の再生路盤材の使用	3
第10節 許認可申請等	3
第11節 費用の負担	3
第12節 工事写真	3
第13節 契約不適合検査	3
第14節 提出図書	3
第15節 関係法令等の遵守	4
第16節 検査及び試験	5
第17節 工事完成検査	6
第18節 仮設工事等	6
第19節 他工事との関連	6
第20節 施工監理	7
第21節 事故処理	7
第22節 工事関係書類	7
第23節 作業時間	7
第24節 危険防止対策	7
第25節 工事打合せ	7
第26節 交通安全管理	7

第 2 7 節 特定建設資材廃棄物の処理条件	7
第 2 8 節 建設副産物の処理条件	8
第 2 9 節 環境対策	9
第 II 編 特記仕様書	10
第 1 章 工事概要	10
第 1 節 工事概要	10
第 2 章 土木工事	11
第 1 節 工事測量	11
第 2 節 仮設工事	11
第 3 節 ボーリング調査	12
第 4 節 土砂運搬等	12
第 5 節 基礎工	12
第 6 節 土工	13
第 7 節 法面工	14
第 8 節 コンクリート工	14
第 9 節 鉄筋工	16
第 1 0 節 型枠工	17
第 1 1 節 排水工	17
第 3 章 工事特記仕様	18
第 1 節 工事内容	18
第 2 節 工事開始にあたって	19
第 3 節 造成工事	19
第 4 節 遮水工事	20
第 5 節 雨水集排水施設工事	24
第 6 節 防災調整池工事	24
第 7 節 浸出水集排水施設工事	25
第 8 節 埋立ガス処理施設工事	26
第 9 節 モニタリング設備工事	26
第 1 0 節 道路工事	27
第 1 1 節 門・困障設備工事	27
第 1 2 節 準備工事	27
第 1 3 節 仮設工事	27

第I編 総則

埋立地造成工事（以下、「本工事」という。）の工事仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、京丹後市（以下、「発注者」という。）が発注する京丹後市最終処分場整備工事の埋立地造成工事に適用する。

第1章 計画概要

第1節 施工規模

埋立面積：16,400 m²

埋立容量：112,000 m³（オープン型処分場）

浸出水処理施設（本工事と一括発注） 処理能力 70m³/日

第2節 工事範囲

1	造成工事	-----	1 式
2	遮水工事	-----	1 式
3	地下水集排水施設工事	-----	1 式
4	雨水集排水施設工事	-----	1 式
6	浸出水集排水施設工事	-----	1 式
7	埋立ガス処理施設工事	-----	1 式
8	モニタリング施設工事	-----	1 式
9	道路工事	-----	1 式
10	門・囲障設備工事	-----	1 式
12	準備工事	-----	1 式
13	仮設工事	-----	1 式

第2章 一般事項

第1節 本工事における使用図書

本工事における使用図書は共通仕様書によること。

第2節 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、採用する資機材等は、必要な機能と規模を有し、かつ維持管理の容易性及び経済性を考慮したものでなければならない。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事により建設する施設（以下、「本施設」という。）の目的達成のために必要な資機材等、または施工上当然必要と思われるものについては、あらかじめ計画書を作成し監督員と協議する。なお、指定された仮設設備についてもあらかじめ工事の詳細について監督員の承諾を得る。

本仕様書に記載のないものは、共通仕様書によること。

第3節 疑義

受注者は、本仕様書の内容を吟味し、疑義のある場合は発注者が指定する監督員（以下、監督員という。）に照会し、監督員の指示に従うこと。また、工事中に疑義が生じた場合には、その都度書面または情報共有システムで監督員と協議し、その指示に従うとともに、記録簿を提出すること。

第4節 用地関係

用地関係は共通仕様書によること。

第5節 施工計画

施工計画は共通仕様書によること。

第6節 設計変更

設計変更は、本施設の目的達成のために必要な設備、または工事の性質上当然必要とする事項について、発注者の承諾を受け、部分的に出来るものとする。

この場合、機能及び内容が原設計より下回らないことを原則とし、受注者が設計変更にとまなう資料等を整理し、監督員と協議すること。

第7節 承諾図書

受注者は、使用する材料及び機器の購入については、工事着手前にあらかじめ承諾図、検討書等を作成し、監督員の承諾を受けること。

第8節 材料及び機器

使用材料及び機器は全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工事規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。また、日本国内で製造、組立てた製品の使用を原則とするが、仕様規格品以外の製品を使用する場合は、規格値を下回らないこととし、実績表、工法、仕様等を明示のうえ、監督員の承諾を受けなければならない。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は以下に示す内容を原則とし、事前に監督員の承諾を受けること。

- (1) 本仕様書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- (2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において監督員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 日本国内に代理店等を有するなど、引渡後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (5) 国内の類似公共施設への納入実績があること。

第9節 再生クラッシュラン等の再生路盤材の使用

- 1 路盤用材料等として再生路盤材を使用する場合の品質確保については、「土木工事共通仕様書」による。
- 2 再生路盤材の品質管理は、製造者の試験成績結果によることができる。確認の頻度は、「土木工事施工管理基準」によるものとし、製造施設又は材料を変更する場合は、変更後の材料について使用前に監督員の確認を行うこと。
- 3 再生路盤材を使用する場合は、施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、その結果を工事打合簿により監督員に報告すること。
- 4 再資源化施設での供給量が不足する場合は、監督員と協議のうえ、新材を使用することができる。

第10節 許認可申請等

許可申請等は共通仕様書によること。

第11節 費用の負担

材料及び工事の検査、工事施工にともなう測量調査、試掘等、諸手続に必要な費用等、本施設引渡しまでに要する費用は全て受注者の負担とする。

第12節 工事写真

工事写真は共通仕様書によること。

第13節 契約不適合検査

契約不適合検査は共通仕様書によること。

なお、遮水シートの性能に関しては、埋立開始日から15年間を保証するものとし、保証年数を明記した保証書を提出すること。また、京丹後市が認める同等以上の第三者保証を提出すること。

第14節 提出図書

1 施工承諾申請図書

受注者は、本施設の工事着手前に総合施工計画書及び施工承諾申請図書リストを提出し、監督員の承諾を受けること。また、当該工事の施工（使用資機材の決定、試験の実施等を含む）にあたっては、当該工事等に係る施工承諾申請図書類を提出し監督員の承諾を受けてから着手すること。

施工承諾申請図書類の提出時期は、監督員の審査期間（原則として2週間以上とする）、審査結果に対する協議期間（修正及び検討期間を含む）等を見込んで設定すること。

施工承諾申請図書は以下に示すものを各2部（発注者への返却用1部含む）提出し、工種別、年度別に識別できるようにすること。

- (1)本工事総合施工計画書（施工承諾申請図書リスト含む）
- (2)工種別施工計画書
- (3)施工要領書（搬入要領書、据付要領書等）
- (4)使用材料承諾書
- (5)検査要領書、検査願、検査結果報告書
- (6)協議書、計算書、検討書（施工承諾図書他）
- (7)工程表
- (8)その他監督員の指示する図書

2 完成図書

受注者は、工事竣工時に完成図書として以下に示す図書の提出を原則とするが、内容及び部数等については、事前に監督員と協議のうえ決定すること。

(1)竣工図（A1版、A3版図面の見開き製本）	A1版1部	A3版2部
(2)電子ファイル（竣工図等）		1式
(3)変更図書及び検討書		1部
(4)試験成績表（強度、品質）		1部
(5)品質管理・出来形図		1部
(6)資材搬入書類（搬入簿・伝票含む）		1部
(7)変更設計計算書（水理・容量・構造・安定・工事設計書等）		1部
(8)精算数量計算書		1部
(9)工事進捗状況報告書		毎月1部
（実施工程表、進捗状況表、状況写真（定点）等添付）		
(10)工事写真		1部
(11)写真データ		1式
(12)完成写真（製本）		各1部
(13)承諾図書類（材料、施工等）		1式
(14)打合せ議事録		1部
(15)諸官庁許可書類、諸官庁届出書類		必要部数
(16)各種保証書		1式
(17)説明用資材等（遮水工模型（ケース入））		1式
(18)その他監督員の指示する図書		1式

以上についての、製本のとりまとめ書式は監督員の指示を受け、作成にかかる費用については、全て受注者の負担とする。また、本工事と一括発注される浸出水処理施設等建設工事（以下、「水処理工事」という。）分のパンフレット等の作成にあたっては、監督員と協議のうえ、必要な資料を整理・提供すること。

第15節 関係法令等の遵守

遵守する関係法令等は共通仕様書によること。

また、本施設の工事に関して、準拠又は遵守する基準・規格等（最新版に準拠）は次のとおりとする。

- (1) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（以下、「計画・設計・管理要領」という。）
- (2) 日本産業規格（JIS）
- (3) 日本農林規格（JAS）
- (4) 電気規格調査会規格（JEC）
- (5) 日本電機工業会規格（JEM）
- (6) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (7) 内線規定
- (8) 電力会社供給規定及び同取扱細則
- (9) 危険物の規制に関する政令、同規則
- (10) 日本建築学会 各工事標準仕様書・同解説
- (11) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）
- (12) 国土交通省公共建築設備工事標準図（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (13) 国土交通省建築工事、機械設備工事、電気設備工事監理指針
- (14) 建築設備設計基準
- (15) 建築設備耐震設計・施工指針
- (16) 地方共同法人日本下水道事業団 一般仕様書（各工事）
- (17) 地方共同法人日本下水道事業団 工事必携（各工事）
- (18) 設計業務等共通仕様書
- (19) 土木学会コンクリート標準示方書
- (20) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
- (21) その他諸法令、基準、規格等に関する諸条件

第16節 検査及び試験

工事に使用する主要資機材の検査及び試験は以下に示すとおり行うこと。

1 立会検査及び試験

指定主要資機材の検査及び試験は、原則として監督員又は監督員が指定する者の立会のうえ行うこと。ただし、監督員が特に認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができるものとする。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、監督員の承諾を受けた検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる資機材については、検査及び試験を省略することができるものとする。

4 資機材の工場立会検査

監督員が特に必要と認めた資機材については、工場検査を行うこと。また、検査にあたっては、監督員の承諾を受けた検査要領書に基づいて行うこと。

5 費用の負担

材料及び工事に係る検査及び試験の手続は、受注者で行い、これらに要する費用は受注者の負担とする。

第17節 工事完成検査

工事完成検査は共通仕様書によること。

また、受注者は、工事完成検査の実施にあたって、確認項目、確認内容、確認方法、評価技術等を記載した「工事完成検査要領書」を作成し、監督員の承諾を受けるとともに、確認の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合や改良を要する部分が生じた場合は、受注者の責任において速やかに改善するものとし、これに要する費用は全て受注者の負担とするものとする。

第18節 仮設工事等

仮設工事は共通仕様書によること。

- 1 桢組足場及び単管足場の実施に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）（以下「ガイドライン」という。）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。なお、桢組足場及び単管足場を実施する場合には、安全ネットを取り付けること。
 - (1) 桢組み足場は、ガイドラインの「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」による手すり据置方式、または手すり先行専用足場方式で組み立てられる足場であって、手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられている手すり先行専用型足場とする。
 - (2) 桢組み足場以外の足場（単管足場等）の場合、手すり据置方式等で組み立てられる足場であって、次の措置を講じたものとする。
 - ・手すり（高さ85cm以上）＋中さん（高さ35cm以上50cm以下）＋幅木（高さ10cm以上）
 - ・手すり（高さ85cm以上）＋中さん（高さ35cm以上50cm以下）＋メッシュシート
 - ・手すり（高さ85cm以上）＋中さんと同等以上の措置（高さ35cm以上、（防音パネル、ネットフレーム、金網））
- 2 工事中、公衆に影響を及ぼす行為（公害の発生や付近地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じなければならない。
- 3 工事車両が公道、場内道路等を破損した場合は、監督員と協議のうえ対応すること。
- 4 造成工事施工時は、仮設沈砂池等を設置し、濁水が下流へ流出しないような対策を行うことを基本とする。なお、仮設沈砂池は防災調整池の施工と一部重複して設置・稼働する場合があります、防災調整池が完成した後も、必要に応じて仮設沈砂池を存置しながら工事を進めることを基本とする。

第19節 他工事との関連

他工事との関連として工事中の安全確保は共通仕様書によること。

また、本工事期間中は、防災調整池工事および市道工事と重複するため、施工内容、工程、安全管理等について、十分に協議し調整を行うこと。なお、水処理工事は本工事と一括発注（同一受注者）であることから、両工事間の工程調整及び安全管理等については、受注者の責任において十分に行うこと。防災調整池工事および市道工事は安全協議会の対象とする。

第 2 0 節 施工監理

発注者は、受注者による工事に対して、技術的な指導等を行うことを目的に「施工監理業務」を建設コンサルタントに委託する予定である。受注者は、工事を行うにあたって、「施工監理業務」の受注者（以下、「施工監理業務受注者」という。）に協力すること。

監督員詰所及び施工監理業務受託者詰所は共通仕様書によること。

第 2 1 節 事故処理

事故処理は共通仕様書によること。

第 2 2 節 工事関係書類

工事関係書類は共通仕様書によること。

第 2 3 節 作業時間

作業時間は共通仕様書によること。

第 2 4 節 危険防止対策

危険防止対策は共通仕様書によること。

第 2 5 節 工事打合せ

工事打合せは共通仕様書によること。

第 2 6 節 交通安全管理

交通安全管理は共通仕様書によること。

第 2 7 節 特定建設資材廃棄物の処理条件

特定建設資材廃棄物の処理条件は、共通仕様書によること。

なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、監督員と協議すること。

1 アスファルト塊

- (1)処理場所：㈱吉岡商店（京丹後市弥栄町木橋小字馬別富 293 番地ほか 2 筆）
- (2)運搬距離：片道運搬距離 6.4km
- (3)処理方法：再資源化
- (4)受入条件：粒径 50cm 以下

2 コンクリート塊

- (1)処理場所：㈱吉岡商店（京丹後市弥栄町木橋小字馬別富 293 番地ほか 2 筆）
- (2)運搬距離：片道運搬距離 6.4km
- (3)処理方法：再資源化
- (4)受入条件：粒径 50cm 以下

第 2 8 節 建設副産物の処理条件

当該工事の施工により発生する建設副産物の処理は、共通仕様書によること。

なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、監督員と協議すること。

1 発生木材（枝葉）【基地式】

- (1)処理場所：山陰丸和林業㈱（与謝野町石川小字鋤先 930 番 1 ほか 6 筆）
- (2)運搬距離：片道運搬距離 25.2km
- (3)処理方法：再資源化・焼却施設・最終処分（いずれかを選択）
- (4)受入条件：長さ 400cm 以下

2 発生木材（幹・根）【基地式】

- (1)処理場所：松村産業㈱（京丹後市大宮町善王寺中ノ谷 103 番 1 及び 103 番 3）
- (2)運搬距離：片道運搬距離 16.7km
- (3)処理方法：再資源化・焼却施設・最終処分（いずれかを選択）
- (4)受入条件：長さ 400cm 以下

3 現地発生土

- (1)処理場所：㈱西隆（京丹後市久美浜町浦明小字コクマノ 13 番ほか 74 番）
- (2)運搬距離：片道運搬距離 20km
- (3)処理方法：再資源化・焼却施設・最終処分（いずれかを選択）
- (4)受入条件：市内で発生したものに限る。

岩混入率：制限無し。

岩の最大寸法：30×30×30cm 以下に限る。

1 日の運搬車両数 100 台以下（10 t 車）

土・日・祝日は受入不可

第 29 節 環境対策

環境対策は共通仕様書によること。

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については設計変更の対象とするため、必要な資料を提出の上、監督員と協議すること。

第II編 特記仕様書

第1章 工事概要

第1節 工事概要

本工事は、埋立面積 16,400 m²、埋立容量 112,000 m³のオープン型一般廃棄物最終処分場を整備する工事である。

1 造成工事

- (1)掘削工、盛土工
- (2)法面工（整形工、保護工）
- (3)擁壁工
- (4)地盤改良工（埋立地内）

2 遮水工事

- (1)遮水工（二重遮水シート＋保護マット、電氣的漏水検知システム）
- (2)固定工

3 地下水集排水施設工事

- (1)放流管
- (2)地下水集排水工（地下水管、放流管）

4 雨水集排水施設工事

- (1)水路工
- (2)集水樹工
- (3)雨水横断管集水樹工

5 浸出水集排水施設工事

- (1)浸出水集排水工（集排水管）
- (2)浸出水集水ピット工

6 埋立ガス処理施設工事

- (1)法面ガス抜き管設置工
- (2)ガス抜き立上管設置工

7 モニタリング施設工事

- (1)地下水モニタリング井戸（上下流2か所）

8 道路工事

- (1)搬入道路
- (2)管理道路
- (3)場内道路

9 門・困障設備工事

- (1)立入防止柵
- (2)門扉

10 洗車設備工事

- (1)洗車設備

11 準備工事

- (1)除草、伐開

12 仮設工事

- (1)敷鉄板
- (2)水替工

第2章 土木工事

第1節 工事測量

- 1 受注者は契約締結後、速やかに仮水準点の設置及び中心線、縦横断等を確認し、監督員に報告しなければならない（地形の確認）。なお、仮水準点を設置するための基準点は、図面に示すものの他は、監督員の指示による。
- 2 造成区域外の用地杭、基準点、仮水準点及び重要な工事測量杭は、原則として移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合には、監督員の承諾を受けて移設することができるものとする。
- 3 設置したやり形、丁張等について、監督員が施工上、必要期間の保存を指示した場合は、受注者はこれに応じなければならない。
- 4 水処理工事予定地の造成工事に関わる測量も実施すること。また、敷地内の基準点、仮BMマーク等共用して使用すること。
- 5 工事測量に要する費用は全て受注者の負担とする。

第2節 仮設工事

- 1 掘削、盛土施工時に土砂の流出等が起こらないよう対策を十分に行うこと（仮設沈砂設

備等の設置)。

- 2 仮設道路の設置については、監督員の承諾を受けた後に実施すること。
- 3 敷鉄板については、現場状況に応じ適宜の配置すること。
- 4 工事着工前に作成した仮設計画は、工事の進捗にともない必要に応じて見直しを行うこと。

第3節 ボーリング調査

- 1 浸出水集水ピット施工にあたり、事前に地質調査結果を確認し支持層の深さを確認すること。なお、必要により受注者において調査が必要な場合は受注者の負担により追加調査を実施すること。
- 2 調査の結果、設計における支持層深さと大きく異なる場合は、対策工の選定を含めて、監督員と協議の上、対策工を実施すること。

第4節 土砂運搬等

- 1 本工事で発生する残土（実施設計結果による）は、設計で示されている場所へ運搬し盛土、仮置きすること。
- 2 京丹後市一般廃棄物最終処分場への廃棄物搬入車両、施設の維持管理車両等を優先し、必要に応じて敷鉄板の設置、交通誘導員の配置を行うこと。
- 3 運土計画の実績量に対し、後日それを立証できるような資料を作成し提出すること（地形図、断面図、写真、ダンプ検収簿等）。
- 4 掘削土は、その土質を十分調査のうえ、盛土材として使用すること。実施設計図書で想定されていない不良土が発生した場合は監督員の指示によること。

第5節 基礎工

1 床掘

- (1)床掘の施工にあたり、掘削地盤の軟弱、地形及び現地の状況により安全な工法をもって、設計図面に示す目的物の深さまで掘り下げなければならない。なお、搬入道路沿いの地山斜面における転石・玉石や、防災調整池の設置位置付近における玉石の点在、既設擁壁背面からの湧水等、現地調査により確認されている状況を踏まえ、施工計画の作成にあたり事前に現地状況を確認すること。
- (2)床掘により、崩壊等のおそれがある場合、応急措置を行うとともに、速やかにその対応等について監督員と協議すること。
- (3)床掘仕上がり面の掘削において、地山を乱さないよう、かつ不陸が生じないように施工すること。
- (4)床掘は、構造物の施工に支障のないよう、所定の深さに掘り下げ、地耐力を測定し、監督員の立会を得なければならない。地耐力の確認にかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (5)床掘箇所における湧水及び滞水は、水替ポンプを設けるなどして排除すること。また、湧水等の規模が大きく床掘が困難な場合は、施工方法について事前に監督員と協議すること。
- (6)施工上やむを得ず、設計図面に示す断面を越えて掘削する必要がある場合は、事前に監督員

と協議すること。

2 埋戻し

埋戻しは、型枠等を除去後、良質土により所定の高さまで十分突き固めながら施工すること。また、埋戻しは敷均し厚さ等の管理を行うこと。

3 基礎碎石

(1)基礎碎石は、硬質で適当な大きさのものとすること。

(2)硬質地盤の場合には、監督員との協議により、コンクリート打ちとすることができるものとする。

第6節 土工

- 1 盛土は、沈下が生じないよう十分締固め、必要に応じて余盛りを行うこと。沈下量を定期的に測定し、沈下がないことを確認したうえで、舗装等の施工を行うこと。
- 2 盛土材料のうち、法面安定計算等において改良後の強度を前提としている箇所に使用する材料については、施工に先立ち、実際に使用する材料による配合試験を行い、設計で想定するせん断強度等が確保できることを確認したうえで施工すること。なお、当該配合試験は、施工者が施工に先立ち実施するものとする。固化材の配合等の調整が必要となった場合は、監督員と協議のうえ対応すること。
- 3 埋立地内および防災調整池・補強盛土の直下等で軟弱層（崖錐堆積物、谷底堆積物等）が確認される区間については、実施設計報告書（軟弱地盤対策検討）に示す地盤改良（軟弱層の掘削・置換、固結工法等）の検討結果に基づき施工することとし、これと同等以上の効果を有する工法での施工を妨げるものではない。改良後の強度・範囲等の確認方法（コア採取、単軸圧縮試験等）は、あらかじめ施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。また、当該地盤改良は、液状化のおそれがある砂質土層等に対する液状化対策としても兼用するものとし、別途の液状化対策は求めない。
- 4 砂岩、泥岩を盛土材と使用する際は、スレーキングの可能性があることから、十分留意して施工すること。
- 5 工事に支障を及ぼす湧水、雨水等の排水計画を作成し、床付面、法面、掘削面に異常が起らないように十分検討のうえ施工すること。また、施工中の法面については、傾斜計等を設置し、法面に影響がないか否かを確認すること。
- 6 掘削は、構造物の施工に障害がないよう、必要に応じて土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付面は機械と人力を併用し平滑に仕上げ、地盤をかく乱しないようにすること。
- 7 埋戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないよう十分突き固めること。
- 8 地下水の状況を確認しながら、必要に応じて水替ポンプの配置、湧水対策を計画し、監督員に承諾を受けた後、設置を行うこと。
- 9 掘削後、長期間放置される法面については、ブルーシート等による養生を行うこと。（特に冬期）
- 10 水処理工事は本工事と一括発注（同一受注者）であることを踏まえ、水処理工事施工ヤードを確保するための一次造成工は、相互の工程に支障が出ることがないように、工程

調整を十分に行い進めること。

第7節 法面工

- 1 法面は、表面が凹凸にならないように仕上げること。
- 2 施工法面は展開図（三斜実測）を作成し、実績数量を算出すること。また、検査に際しては、測定位置にマーキングを行い、確認できるようにしておくこと。
- 3 植生工については、施工前に法面の土壌硬度と pH 等を測定し、設計仕様が適切であることを確認すること。
- 4 植生材については、使用材料承諾書を提出し、監督員の承諾を受けた後施工すること。また、受注者は植生が活着するまで責任を負うこと。
- 5 植生工に係る土質・土壌試験は、京都府建設部土木工事共通仕様書に従い、次によること。
 - (1) 土の粒度試験の試験方法は、JIS A 1204 土の粒度試験方法による。試験基準は、土質ごとに1箇所とする。ただし、他の工種で試験を実施している場合は省略することができる。
 - (2) レキ含有量の試験方法は、目視による。試験基準は、土質ごと 1,000m²につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が 1,000m²未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。
 - (3) 土壌硬度、有機含有量、土壌酸度（PH）、リン酸吸収力の試験方法は、土壌及び作物栄養の診断基準（京都府立中央農業試験場、京都府農政部農業改良課）及び肥料分析法（農林水産省農業環境技術研究所）、またはこれらと同等の試験方法による。試験基準は、土質ごと 1,000m²につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が 1,000m²未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。

第8節 コンクリート工

1 一般

- (1)コンクリート及び鉄筋コンクリートの施工については、土木学会制定のコンクリート標準示方書を遵守し施工するものとする。
- (2)コンクリートは、輸送困難、僅少量以外の特別の事情がない限り、原則としてレディミクストコンクリートを使用するものとする。
- (3)現場練り混ぜコンクリートを使用する場合は、計量、配合、練り混ぜ、打込等について、監督員の承諾を受けたうえで施工しなければならない。
- (4)海砂は、原則として使用しないこととする。
- (5)コンクリート打設時、流出する雨水の pH を測定し、必要に応じて pH の調整を行うこと。

2 レディミクストコンクリート

- (1)総則
 - 1)レディミクストコンクリートを用いる場合には、原則として JISA5308 によらなければならない。
- (2)工場の選定
 - 1)工場は原則として JIS マーク表示許可工場で、かつコンクリート主任技士またはコンクリー

ト技士の資格をもつ技術者のいる工場から選定しなければならない。

2)工場の選定に際しては、現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車の保有台数、工場の製造設備、品質管理状態等を考慮して選定し監督員の承諾を受けること。

(3)品質についての指定及び指示

コンクリートを発注する場合には、設計強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法を指定しなければならない（表示はSI単位系に統一すること）。

3 打設

(1)打ち込み前に打設箇所を清掃し、全ての雑物を除き、鉄筋を正しい位置に固定し、せき板を十分に濡らさなければならない。

(2)床掘部分の水は、打ち込みの前にこれを除かなければならない。また、床掘部に流入する水が新しく打設したコンクリートを洗わないよう、適切な方法でこの水を除かなければならない。

(3)コンクリートの運搬または打ち込み中に、材料の分離を認めたときは、練り直して均等なコンクリートにしなければならない。

(4)コンクリートの打ち込み中、表面に浮かび出た水は、適当な方法で直ちにこれを除かなければならない。

(5)コンクリートは、打ち込み中及びその直後、突固めまたは振動で十分に締固め、コンクリートが鉄筋の周囲、型枠の隅々まで行き渡るようにしなければならない。なお、締固めは原則としてバイブレーターを使用するものとする。

4 打継目

(1)打継目は、水平または垂直に設けなければならない。

(2)打継目において、硬化したコンクリートの表面にゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物が存在する場合は、これらを完全に取り除き、十分に吸水させ、表面水を除去後、直ちにコンクリートを打設し、旧コンクリートと密着するよう十分締固めなければならない。

(3)打継目の位置及び施工方法は、構造物の機能、構造上の弱点、止水性、施工性及び配筋状況を考慮して受注者が打設計画図に定め、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

5 養生

(1)打設後、コンクリートが有害な影響を受けないよう、露出面は養生用マット、ぬらした布等で覆うか、または散水等を行い、少なくとも標準養生期間、常に湿潤状態を保たなければならない。

(2)寒中におけるコンクリート打ち込みを実施する場合は、凍結しないよう十分に養生し、特に風を防がなければならない。また、暑中におけるコンクリート打ち込みを実施する場合は、コンクリートの温度上昇及び急激な乾燥によるひび割れを防止するため、十分に養生し、特に直射日光を避けなければならない。コンクリートの保護・保温方法については、監督員の承諾を受けること。

6 試験

(1)打設毎及び監督員が指示するコンクリート量以内ごと、及び特に監督員が必要と認めた場合

にテストピースを採取し、1 週、4 週強度の破壊テストを行い、成績表を提出すること。試験は、日本工業規格に定められた方法によって供試体を採取し、指定する試験所で実施すること。

- (2)強度試験の結果、所定の強度に達しなかった場合は、施工した構造物に対し荷重試験を行い、その結果によって、補強、一部改造または全改造すること。
- (3)以上の試験、補強改造に要する費用は全て受注者の負担とする（供試体数量は監督員の指示を受けること）。

第9節 鉄筋工

1 材料

鉄筋として用いる鋼材は JIS G3112 異形丸鋼 SD295A、SD345 及び普通丸鋼 SR235 に適合したもので、規格証明書のないものは試験結果成績書を提出し、承諾を受けるものとする。また、使用した材料のミルシートは保管し、提出できるよう整理すること。

2 加工

鉄筋は設計図面に指示した寸法、形状に正しく一致するように組み立てを考慮のうえ加工すること。加工時は、材料を傷つけないよう注意すること。

3 鉄筋

- (1)鉄筋は、組み立て前に掃除して、浮錆、油類、ゴミ類等の、コンクリートの付着力を減ずる恐れがあると認められるものについては、全て除外すること。
- (2)鉄筋を現場で仮置きする場合は、泥等が付着しないよう養生しなければならない。
- (3)鉄筋は正しい位置に配置し、コンクリート打設時に動かないよう十分堅固に組み立てること。
- (4)鉄筋の交点は、直径 0.8 mm以上のなまし鉄線または適当なクリップで緊結しなければならない。なお、必要に応じて適当な補助鉄筋を使用すること。
- (5)鉄筋のかぶりを正しく保つために、適切な間隔にスペーサーを配置すること。材料は、コンクリート製またはモルタル製を基本とし、本体コンクリートと同等以上の品質、耐久性及び必要な耐荷性能を有するものを使用すること。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は、監督員と協議しなければならない。
- (6)組み立てた鉄筋の上を直接歩行する等、これに荷重を加えないよう保護すること。
- (7)鉄筋の継ぎ手は、原則として重ね継ぎ手とする。ただし、施工上の理由により監督員の承諾を得て、ガス圧接を行う場合は、日本圧接協会制定の「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」により施工し、ガス圧接技術検定における試験方法及び判断基準による技量を有する圧接技量資格者とする。圧接部は超音波探傷試験を実施すること。
- (8)鉄筋の組み立てはコンクリート打設に先立ち、監督員の立会検査を受けること。また、検査後コンクリート打設まで長時間経過した場合は、打設前に再び検査を受けること。
- (9)納入鉄筋は、設計図書及び規格証明書（ミルシート）と照合し、現場受入れ検査を実施すること。

4 継手

- (1)設計図面に示されていない部分で、鉄筋の継手を設ける時は、位置及び方法について強度計

算を行ってこれを定め、監督員の承諾を受けなければならない。

- (2)鉄筋の重ね継手は、所定の長さを重ね合わせて直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヵ所緊結しなければならない。

第10節 型枠工

1 材料

型枠は、木製または鉄製のひずみを生じる恐れのない材料を使用し、コンクリートに接する面は滑らかなものとする。

一度使用した型枠を再利用する場合は、コンクリート面に接する部分を清掃すること。

2 組み立て

- (1)型枠は、打設するコンクリートの位置、形状、寸法に合わせ正しく組み立てること。
- (2)型枠は、容易に組み立て及び取り外しができ、せき板及びパネルの継目はなるべく部材軸に鉛直または水平とし、モルタルが漏れない構造にしなければならない。
- (3)コンクリートに埋め込みとなる箇所のセパレーターには、木片を使用してはならない。
- (4)金属性セパレーター並びに締付け機は、型枠を取り外した後、コンクリート表面から2.5cm以上を切断してモルタルで埋めること。
- (5)型枠は、コンクリート打設に先立ち、原則として監督員の立会検査を受けること。

3 塗布

- (1)せき板内面に塗布する材料は、汚色を残さない鉱油または監督員が承諾したものを使用すること。
- (2)塗布作業は、鉄筋を配置する前に行わなければならない。

4 脱型

- (1)型枠の取り外しは、構造物に衝撃及び振動を与えないよう、極力静かに行うこと。
- (2)型枠は、コンクリートを打ってから次表の期間を経過した後（目安）、または設計強度を確認後、監督員の承諾を受けたのち取り外すこと。

最低気温	基礎、柱、壁 及び梁側 (日)	小さな版支柱に 関係のない版 (日)	版下 (日)	梁下、版下支柱取り外し (日)
5℃以上	5	11	24	6週間（屋根または直上に 階がないときは4週間）
18℃以上	4	9	21	

第11節 排水工

1 排水工

排水施設は、設計図面に示す大きさと施工し、基礎の転圧、埋め戻しを十分に行うこと。また、布設縦断勾配は設計図面に従うものとするが、排水に支障が生じられる場合、監督員と協議を行い、その指示に基づき適切に施工すること。

2 柵

柵は設計図面の位置に従って設けること。側溝、暗渠等の接合部分は、モルタル等にて十分に密着させること。また、グレーチング等の蓋は設計図面に従って設けること。

第3章 工事特記仕様

第1節 工事内容

受注者は契約後ただちに、各工種について内容検討を行うこと。また、実施設計に関する資料については、監督員の承諾を受け借用すること。

この時、特に構造物の安定、必要地盤支持力等の照査、必要な検討を行い、設計に対する疑義がある場合は、監督員と協議を行うこと。（構造計算書の設計条件等は実施設計報告書を参照のこと）。

検討に使用する主な参考文献等（工事を行う時点での最新版を適用すること）を以下に示す。

コンクリート標準示方書	(公社) 土木学会
土質工学ハンドブック	土質工学会
水理公式集	(公社) 土木学会
道路橋示方書	(公社) 日本道路協会
道路土工	〃
道路構造令の解説と運用	〃
防護柵の設置基準・同解説	〃
舗装の構造に関する技術基準・同解説	〃
舗装設計施工指針	〃
舗装施工便覧	〃
土木構造物設計ガイドライン 土木構造物設計マニュアル（案）	
カルバート・擁壁編	国土交通省建設省
下水道施設の耐震対策指針と解説	(公社) 日本下水道協会
下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編	(公社) 日本下水道協会
建築基礎構造設計基準・同解説	(一社) 日本建築学会
建築工事標準詳細図集	国土交通省
土木工事標準設計図集	国土交通省
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場 に係る技術上の基準を定める省令	環境省
廃棄物最終処分場の性能に関する指針	環境省
廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領	(公社) 全国都市清掃会議
廃棄物処理施設整備実務必携	(公社) 全国都市清掃会議
廃棄物最終処分場技術システムハンドブック	最終処分場技術システム研究会
廃棄物最終処分場新技術ハンドブック	最終処分場技術システム研究協会
廃棄物最終処分場遮水システムハンドブック	最終処分場技術システム研究協会
廃棄物最終処分場遮水工技術・施工管理マニュアル	日本遮水工協会
その他関連資料	

第2節 工事開始にあたって

- 1 各構造物は、監督員が提供する図面等による現場の位置出しを行うこと。なお、この図面に座標が示されていないものについては、図面から座標を読みとり、現場で位置だしを行い、監督員の確認を受けること。
- 2 土工横断図に基づき、現状地盤を確認し、相違があれば監督員の立会を受けること。
- 3 工事を着工するにあたっては、仮設計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 4 同一敷地内において水処理工事（本工事と一括発注・同一受注者）を並行して施工することを踏まえ、両工事を一体として施工管理を行い、十分な調整を行ったうえで工事を進めること。また、調整した内容については、記録としてまとめ、監督員に提出すること。
- 5 下流への土砂流出、濁水流出防止対策を行うこと。
- 6 設計数量の数量算出方法を理解のうえ、実績数量のまとめを行い、監督員に提出すること。
- 7 本工事の施工にあたり、関係機関及び、官公署関係機関に対し、必要に応じて許可申請及び届出等を行うこと。なお、申請に要する費用は受注者の負担とする。
- 8 工事着工前に現場状況を確認し、適切な仮設道路（敷鉄板等）の配置計画、土砂流出防止対策工を作成し、監督員の承諾を受けること。

第3節 造成工事

- 1 造成工事にあたっては、本仕様書及び実施設計図書に記載がない事項については、「河川砂防技術基準（国土交通省）」、「土地改良事業計画設計基準（農林水産省構造改善局）」、「道路土工指針（日本道路協会）」等の指針や基準に準拠して行うものとする。
- 2 工事着工前に、使用する重機等を記載した施工計画を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 3 盛土材は、現地発生土を改良した盛土材を含む、設計図書に定める盛土材を用いることとし、事前に室内試験等を行い設計の安定計算で使用している土質定数との整合をとること。この室内試験の結果、設計で想定している土質定数が確保できない場合は、監督員と協議を行うこと。
- 4 盛土工に先立ち、試験盛土を行い所要の締固め度が確保できることを確認すること。試験盛土の結果は、使用材料、施工条件、試験結果及び本施工に適用する管理値を整理した報告書として監督員に提出し、承諾を受けた後に本施工に着手すること。なお、この試験にかかる費用については受注者の負担とする。
- 5 補強土壁、補強盛土のジオグリッドは、建設技術審査証明を受けた材料を使用すること。
- 6 ジオグリッドの強度は図面記載の強度以上の材料を使用すること。図面記載の強度以下であっても、安定計算等により安全性が確保されていることが証明できる場合は計算書等を提出し監督員の承諾を受けたうえで使用すること。
- 7 盛土の仕上げ面は、雨水排水勾配を考慮した施工を行うこと。
- 8 盛土の品質管理については、「京都府土木工事共通仕様書」に従い、品質規定方式によ

る締固め規定によって行うこと。

- 9 土工量（掘削、盛土の実績量）は図面、計算書により把握すること。この場合の土質分類及び計算方法は監督員の確認を受けること。大きく運土計画が変更となる場合は監督員と協議とする。掘削面に湧水がある場合は、その対策を検討し監督員と協議を行い、対応策を決定すること。
- 10 工事中の降雨時等には、土砂の流出防止、法面保護対策を講じること。
- 11 構造物付近の転圧は、振動ローラ、タンパ、ランマーその他適切な締固め機械を用い、所定の締固め度が確保されるよう入念に締め固めること。
- 12 切盛土法面については、崩壊の危険予測を常に行い、安全に心掛けること。
- 13 最終処分場の遮水工を施工するための造成であることを念頭に、法面の整形、安全性に配慮すること。また、造成工事計画について、使用重機を含め、施工計画を立案し、監督員の承諾を受けること。

第4節 遮水工事

遮水工事は環境保全上から極めて重要度の高い工事であるため、着手に先立ち詳細な施工計画書（シート割付図・シート施工要領書・シート試験計画書・敷設順序図、漏水検知等を含む）を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

遮水シート材質については以下に定めた品質以上であること。使用品については仮承諾願提出後、監督員立会のうえで材料試験並びに製造状況の確認を行い、最終的な承諾を受けること。なお、遮水シートは、日本遮水工協会が認定した材料とすること。（遮水シートについては再生品不可）

1 遮水シート（規格等）

使用する遮水シートは、1.5mm 厚の低密度系ポリエチレンシートで、下表の規格を満たすものとする。また、日本遮水工協会認定品であること。

現場における接合部の漏水リスクを軽減するため、原反幅（幅つなぎ加工していない）が5m 幅以上の製品を主使用材料とすること。なお、割付け計画及び溶着部の品質管理（溶着試験等）により漏水リスクの低減が確認できる場合は、これによらない原反幅の製品を使用することも妨げないものとし、その場合は監督員と協議のうえ使用すること。また、安定した供給体制を有し、必要な数量を工期内に確保できる製品を用いること。

項 目	規 格	測定方法
分 類	低密度ポリエチレンシート (LLDPE)	
平均値厚さ mm	1.5 +15% -10%	JIS A 6008
引 張 強 さ N/cm	140 以上	JIS K 6251
伸 び %	400 以上	JIS K 6251
引 裂 強 さ N	70 以上	JIS K 6252
せん断接合強度 N/cm	80 以上	JIS K 6850

【測定条件】

試 験 片 : JIS 3 号ダンベル (引張試験)

: JIS B 型ダンベル (引裂試験)

引 張 速 度 : 50mm/min

チャック間 : 60mm

ただし、搬入路部については、車両通行によるすべりを防止できる十分な表面摩擦性能を有する遮水シート又は同等の効果を有する工法・製品を用いることとし、使用する製品・工法の性能を確認できる資料（試験成績表等）を添付のうえ、監督員の承諾を受けること。

2 遮水シートの施工方法

接合は、1 級又は 2 級遮水工施工技能者の資格を有し、十分な現場経験を有する技術者が行うものとし、施工方法は下記を基本とすること。なお、施工技術者の接合技能の程度は、施工経歴書その他、現場接合試験等によって監督員が確認する。

①接合は、原則として、自走式融着機で行うこと。融着幅は 40mm 以上とすること。

②接合条件（加熱温度、自走速度、ローラ押圧）を設定するために試験融着を実施すること。ただし、気象条件に大きな差が生じる可能性がある場合には、都度、試験融着を実施しなければならない。

③3 重重ね部は、肉盛融着を行い補強する。

④4 重重ねの接合は行わないこと。

3 遮水シートの管理方法

①基盤調査：突起がある場合には補修または除去すること。

②整地精度：「計画・設計・管理要領」に準拠し、遮水シートの下地は凹凸、段差、亀裂が存在しない安定した基盤とすること。また、天候による劣化に対しても配慮すること。

③シート割付図：合理的な標準形状を決めて、現場の融着を最小限に留めること。また、重ね部は3枚重ねを限度とする。

④シートの展張：法面を上部から下部に向かって、ロープ、人力等で展張する。その時、シートに摩擦・衝撃等を与えないよう注意を払うこと。シートが泥油等で汚れている場合は、ウェス等で十分清掃し、除去すること。

⑤シート接合：自動式熱風溶着機の作業条件（熱風温度、溶着速度、ローラ押圧等）は、現場接合試験を行った上で、監督員と協議し決定すること。

4 遮水シートの接合部の検査

接合部検査は、全延長を目視検査及び検査棒挿入検査、容器方式負圧検査、加圧式検査のいずれかの方法で検査するとともに、その検査記録を提出すること。とくに浸出水管設置部（遮水シート貫通部）における検査も行うこと。

5 保護マット（規格等）

保護マットの規格は、以下のとおりとする。使用品については仮承諾願提出後、監督員立会のうえで材料試験を行い、最終的な承諾を受けること。なお、日本遮水工協会が認定した材料を使用すること。（なお、エコマーク認定取得品を使用する場合は、施工計画書にその旨を明記すること。）

【遮光性保護マット】

項 目	規 格	測定方法
分 類	短繊維不織布（反毛フェルト）（表層：緑色）	
平均値厚さ mm	10 以上	JIS L 1908
質 量 g/m ²	1500 以上	JIS L 1908
貫入抵抗 N	500 以上	ASTM D 4833
遮 光 率 %	95 以上	JIS L 1055

【保護マット】

項 目	規 格	測定方法
分 類	短繊維不織布（反毛フェルト）（基布入り）	
平均値厚さ mm	10 以上	JIS L 1908
質 量 g/m ²	1,200 以上	JIS L 1908
貫入抵抗 N	500 以上	ASTM D 4833

6 保護マットの施工方法

①人力で展張する。

②接合は基本的に手動式熱風溶着機またはトーチバーナーで行うこと。

③重ね合わせ代は、100mm 以上とすること。

7 保護マットの管理方法

- ① 目視チェック等により管理すること。

8 保護マット特記事項

- ①下層保護マットは、地山表面に突起がないことを十分に確認した上で敷設すること。敷設の際には、必ず監督員による確認を行うこと。
- ②上層保護マットは遮水シートを十分に清掃した後に敷設すること。
- ③保護マットは、保護土撒き出し後にも重ね合わせ長さが十分に取れるように敷設すること。
(特に、地形が湾曲している部分や底面部)

9 電氣的漏水検知システムは以下に示す仕様を満足するシステムとし、施工に先立ち電極の設置位置、導電マットの設置有無及び材質などを示した施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。また、計測機器類の電源は浸出水処理施設の分電盤から受電することとし、計測機器類の設置にあたっては、監督員並びに工事関係者と協議、調整の上、設置すること。

10 基本システムの仕様は、以下のとおりとする。

(1) 形式：電氣的漏水検知システム（面電極方式、点電極方式、線電極方式等、以下の性能を満足するものとする。）

(2) 検知対象：上層遮水シート全面

(3) 検知精度：2m×2m（4 m²）の範囲で漏水（損傷）箇所の位置を特定できるものとする。

(4) 品質管理基準：模擬漏水点を用いて漏水判定基準を設定する。

(5) 解析システム性能

- ・漏水（損傷）の有無及び位置の解析は自動で行うものとする。
- ・タイマー機能による自動計測及び手動による計測が可能とする。
- ・解析結果はモニター上に表示するとともに、電子データとして保存する。
- ・損傷位置はX, Y座標系で表示されること。
- ・システムに異常が生じた場合、モニター上に表示されること。

(6) システム構成：システムは電極（点電極方式の場合は測定電極及び電流電極、面電極方式の場合は固定電極及び面状導電体、線電極方式の場合は上下遮水シート間に交差配置する線電極等）、各種ケーブル及び計測機器類で構成される。電極、計測機器類の設置、各種ケーブル配線工事まで一貫して施工すること。

(7) 面電極等の導電性保護マットを中間層に設置する場合、その仕様は以下のとおりとする。

材料：導電性を有した反毛フェルト

機能：中間層マットの機能を有する

※上記の性能・仕様を満足するものであれば、面電極方式・点電極方式・線電極方式のいずれを採用してもよく、電極の配置方式や機器構成の細部は問わないものとし、当該性能を満足する複数の実績を有する製品からの選定を妨げるものではない。

【導電性不織布】

項 目	規 格	測定方法
分 類	短繊維不織布 (反毛フェルト)	
平均値厚さ mm	10 以上	JIS L 1908
質 量 g/m ²	1000 以上	JIS L 1908
貫入抵抗 N	500 以上	ASTM D 4833
遮 光 率 %	95 以上	JIS L 1055

第5節 雨水集排水施設工事

- 1 排水管は、原則として管頂接合とし、水勾配が確保されていることを確認のうえ施工を行うこと。また、造成地盤の排水勾配にも配慮すること。
- 2 法面排水工の埋戻し土は、十分な転圧を行い、崩壊が生じないように考慮すること（必要に応じてソイルセメント、土のう等の使用も考慮すること）。
- 3 排水工の基礎地盤は不等沈下等のおそれがないことを確認すること。
- 4 排水工の目地は、沈下及び漏水が生じないように施工するとともに、側溝の脇や基礎砕石部に雨水が流れないように十分な締固め、転圧を行うこと。
- 5 水路の規格形状については、水理計算の確認を行うこと。
- 6 水路布設位置は、設計図面をもとに現場位置出しを行い、監督員の立会を受けること。
- 7 雨水排水工の埋戻しはマーキング等を行い、十分な締固めを行うこと。ただし、転圧時の構造物の破損には注意を払うこと。
- 8 水処理工事で設置する雨水集排水施設の流末は本工事で設置する排水路に接続することとなるため、水処理工事（本工事と一括発注）との取合いに十分留意し施工すること。
- 9 雨水横断管上流接続部について、既設横断管渠の状況を確認し、変更が必要な場合は監督員と協議のうえ、着手すること。
- 10 設計に計上がない場合でも、雨水集排水施設として必要と判断される場合は、監督員と協議のうえ施工すること。

第6節 防災調整池工事

- 1 防災調整池工事は、本工事とは別途、先行して発注・施工されるものであり、本工事の対象外とする。ただし、施工時期・区域が本工事と一部重複する可能性があるため、防災調整池工事の受注者と十分に協議・調整のうえ施工すること。なお、本工事の施工期間中に生じる濁水・土砂については、工事中的防災上の安全を図るため、防災調整池（沈砂池等）を活用し、現場外への流出防止に努めること。なお、防災調整池の堆砂容量は供用開始後の計画堆砂量を前提として設計しているため、造成工事期間中は仮設沈砂池等により防災調整池への直接流入を防止することを基本とし、防災調整池の完成後も、必要に応じて仮設沈砂池を存置しながら工事を進めること。
- 2 本工事の施工に伴い防災調整池内に土砂等が堆積した場合は、調整池の機能を損なわな

いよう、その除去等の維持管理を適宜行うこと。また、本工事の完了にあたっては、本工事に起因して堆積した土砂等を撤去し、防災調整池の機能に支障がない状態とすること。

- 3 工事の全工程において、異常大雨等による溢水や濁水の流出を防止し、下流域の保全および環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じること。
- 4 先行工事により下流側に設置された粗朶による濁水流出防止対策池については、本工事期間中、受注者の責任において適切に維持管理すること。受注者は、降雨前後及び必要に応じて当該施設の巡視・点検を行い、粗朶の損傷、流出、目詰まり、土砂の堆積、越流、濁水の流出その他昨日に支障となる状況を確認すること。堆積土砂当により濁水流出防止機能が低下するおそれがある場合は、速やかに土砂の除去、粗朶の補修又は追加、排水経路の整備その他必要な措置を講じること。点検、維持管理及び措置の実施状況は記録し、写真を添えて監督員に提出すること、異常大雨等により下流域への濁水又は土砂の流出のおそれが生じた場合は、直ちに監督員へ報告し、必要な応急措置を講じること。なお、異常大雨その他受注者の責によらない事由により大規模な復旧が必要となった場合は、必要な資料を提出のうえ、監督員と協議すること。

第7節 浸出水集排水施設工事

- 1 浸出水集排水管は、設計図面に示されている管材と同等品以上のものを使用し、監督員の承諾を受けること。
- 2 浸出水集排水管は、水路勾配が確保されていることを確認のうえ施工を行うこと。
- 3 集排水管のフィルター材は、系統に応じて次のとおりとすることを基本とする。地下水集排水管は単粒度碎石（20～40 mm）とする。浸出水集排水管は、外側を割栗石（50～150 mm）、内側を単粒度碎石（20～30 mm）とする二層構成とする。ただし、材料の入手が困難な場合は、監督員と協議を行うこと。
- 4 浸出水集排水管のフィルター材の巻き立てにあたっては均等に締固めを行うこと。
- 5 浸出水集排水管上を車両、重機が移動する場合は、土砂等で養生を行った上を通行すること。土砂で養生する場合は厚さ 70cm 以上とすることし、フィルター材に土砂等が入らないようにすること。
- 6 浸出水集排水管が遮水シートを貫通する部分は、浸出水の漏水が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 7 浸出水集排水管幹線の浸出水集水ピット接合部は、無孔管とし管材が抜けにくいよう確実に接合すること。
- 8 浸出水集水ピットの施工にあたっては、構造を十分理解したうえで躯体打設計画を含めた施工計画を立案し、監督員の承諾を受けた後に着工すること。
- 9 浸出水集水ピットは、コンクリート打継部からの漏水がないよう必要な措置を講ずること。
- 10 浸出水集水ピットの基礎部は、岩着の確認、必要地耐力を確認した後、設計図書に示す基礎碎石を敷設し、十分に締め固めたうえで、均しコンクリートの打設を行うこと。床付け面の地盤状況、岩盤の状況又は必要な地耐力が設計条件と異なる場合は、速やか

に監督員へ報告し、施工方法及び必要な対策について協議すること。

- 1 1 浸出水集水ピットおよび沈砂ピットの内部仕上げは、水密性および耐薬品性を有するポリマーセメント系塗膜防水工法を施工するものとする。施工範囲は、浸出水側にあっては底版上面、側壁内面、頂版下面を含む全面（管貫通部および開口部廻りを含む）とし、耐薬品保護層（トップコート）を施す仕様とすること。地下水側は、底版下面および接続配管の中心高さ以下の側壁外面とし、地下外壁用水密仕様とすること。なお、ピットの止水は水密性コンクリートおよび継手止水材による躯体止水を原則とし、本工法はコンクリート躯体の保護および遮水性の向上を目的として適切な材料を選定すること。
- 1 2 水張試験は、防水・防食工事の前に実施すること。試験の実施にあたっては、試験の方法、期間等を明記した水張試験要領書を提出し、監督員の承諾を受けること。試験方法は、浸出水集排水管の管頂付近の水位とし、コンクリート躯体の吸水が落ち着いた後、24 時間以上水を張って外壁部及び地下水ピット間の壁に漏水箇所のないこと、水面低下 5 mm 以内となることを確認すること。また、ピット外周部の埋戻しは、漏水箇所のないことが確認されるまで埋戻してはならない。なお、水張試験のための用水は淡水を原則とし、試験後は水質に問題ないことを確認のうえ適切に排水すること。用水は受注者の負担で確保すること。なお、水張試験に係る費用は全て受注者の負担とする。
- 1 3 浸出水集水ピットには、水処理工事で集水ポンプ等の機械設備及び電気設備、アルミ製手摺が設置されるため、防食塗装の施工時期を含め等、水処理工事との工程調整を十分に行うこと。
- 1 4 浸出水集水ピットのスラブ開口位置については、設計図面にある位置で問題がないことを水処理工事側に確認すること。
- 1 5 浸出水集水ピット掘削時、湧水が発生した場合は、必要において水替工を行うこと。また、掘削施工中、設計掘削勾配では法面の安定性に問題があると判断される場合は、速やか監督員に報告し、その後の対応を協議すること。

第 8 節 埋立ガス処理施設工事

- 1 法面ガス抜き管は、遮光性長繊維不織布と同材質のバンドで固定すること。なお、当該固定方法は法面（斜面）区間に適用するものとし、豎管（立上げ）区間はこの限りではない。
- 2 法面ガス抜き管は、設計図面に示した施工範囲を確認のうえ布設すること。
- 3 ガス抜き立上げ管は、浸出水集排水管の上部に設置するため、施工に際して細心の注意を払うこと。また、ガス抜き立上げ管には、保護土からの高さを明示すること。
- 4 ガス抜き管の先端部は、雑物が入らない様に、有孔キャップを設置すること。

第 9 節 モニタリング設備工事

- 1 地下水モニタリング井戸の位置は、設計図面の位置を基本として位置出しを行い、監督員の立会いにより決定すること。
- 2 井戸深度については、既存地質柱状図等を確認のうえ、設計図面を参考に施工図を作成

すること。なお、深度は原則として地下水が確認できる深度とするが、上流モニタリング井戸については、横ボーリングによる水抜き効果確認のための水位測定結果を踏まえて作成すること。

第 10 節 道路工事

- 1 本工事における道路工事の対象は、搬入道路及び管理道路とする。これらを除く市道については、本工事に先行して別途工事で施工されるため、本工事の対象外とする。
- 2 使用する土工機械については、着工前に監督員と協議を行うこと。
- 3 場内道路は遮水工の上に施工することとなるため、遮水シート等を破損しないよう十分注意して施工すること。
- 4 場内道路入り口部に洗車スペースを設ける。洗車排水は横断溝から法面ガス抜き管に導水する。なお、洗車スペースの基礎等のコンクリート工作物は本工事で施工し、洗車スペースに設置する設備（洗車機等）は水処理工事で設置する。

第 11 節 門・囲障設備工事

- 1 侵入防止柵は、設計図面を基本として位置出しを行い、監督員の立会いにより決定すること。
- 2 門扉は、設計図面を基本として位置出しを行い、監督員の立会いにより決定すること。

第 12 節 準備工事

- (1) 除草、伐開

第 13 節 仮設工事

第Ⅱ編第2章第2節のとおり。